

ひょうご子どもの読書活動推進計画 (第4次)

令和2年3月
兵庫県教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画の性格・・・・・・・・	2
2 計画の期間及び運用・・・・・・・・	2

第1章 第3次計画の実績と課題

1 総括・・・・・・・・	3
2 主な取組指標の状況・・・・・・・・	4

第2章 社会環境等の変化

1 学校図書館法の改正等・・・・・・・・	13
2 学習指導要領の改訂等・・・・・・・・	14
3 読解力の低下について・・・・・・・・	14
4 情報通信手段及び出版形態の多様化による読書活動の変容・・・・・・・・	15
5 読書の有効性についての動向・・・・・・・・	16

第3章 ひょうご子どもの読書活動のめざす姿

I 基本の方針

1 基本方針・・・・・・・・	17
2 目標設定・・・・・・・・	18
3 第3期ひょうご教育創造プランの目標と読書活動との連関・・・・・・・・	19
4 第4次計画の取組の指標・・・・・・・・	19

II 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

1 発達段階に応じた読書活動の推進・・・・・・・・	20
2 家庭における読書活動の推進・・・・・・・・	21
3 地域における読書活動の推進・・・・・・・・	22
3-1 公立図書館等における読書活動の推進・・・・・・・・	22
3-2 社会教育関係団体等における読書活動の推進・・・・・・・・	26
4 学校等における読書活動の推進・・・・・・・・	27
4-1 幼稚園・保育所等における読書活動の推進・・・・・・・・	27
4-2 小学校・中学校における読書活動の推進・・・・・・・・	28
4-3 高等学校における読書活動の推進・・・・・・・・	29
4-4 障害のある子ども、外国につながるのある子ども等の読書活動の推進・・・・・・・・	31
4-5 学校図書館の機能強化・・・・・・・・	32
4-6 子どもの読書活動を支える人的体制の整備・・・・・・・・	34

III 子どもの読書活動に関する支援体制の充実

1 子どもの読書活動を推進するための全県的な取組の推進・・・・・・・・	35
2 各種推進団体の支援等・・・・・・・・	36

資料編

- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）概要
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 学校図書館法
- 文字・活字文化振興法
- 関係法令・計画等一覧
- 子どもの読書活動に関するホームページ一覧
- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）策定検討懇話会開催要綱
- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）策定検討懇話会構成員
- 兵庫県内公立図書館一覧

は じ め に

読書は知識や情報を得ることができ、また、先哲の教えや人類の英知、営為と出会い、これから身を投じる社会やまだ見ぬ未来など、自分が体験できない世界を想像する力を育てるものです。そのため、子どもにとって読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができません。

このような読書活動の重要性にも関わらず、本県における本を読む子どもの割合は全国平均よりも低く、乳幼児期の読み聞かせなどの経験がない子どもが増えるなど、家庭や学校で、本を通して言葉に触れることが減っています。

そのため社会全体で積極的に読書活動を推進する環境を整備していくことが極めて重要です。

兵庫県においては、平成16年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定し、生涯にわたり自ら学ぶ力を養うために、子どもの読書環境の整備・充実に取り組んできました。

平成27年に策定した第3次計画においても「子どもが本に出会い、触れる機会の充実」、「子どもの読書活動を支える人材の育成」を基本方針として、家庭、地域、学校において、関係機関との連携を図りながら、乳幼児期や小・中・高の発達段階に応じた取組を進めてまいりました。

これらの現状を踏まえ、この度、今後4年間の読書活動に対する取組の方向性を示す、「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。

本計画では、読書を通じて、豊かな心の育成を旨とし、子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図ることを基本方針として掲げ、本県における子どもの読書活動の在り方を提示しています。

今後、市町に対して、子どもの読書活動に関する施策の策定を促すとともに、家庭、地域、学校における読書活動を推進するための指針として活用するよう働きかけていきます。

令和2年3月

兵庫県教育委員会

1 計画の性格

本計画の性格は次のとおりである。

- ・ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）（以下、「推進法」という。）及び国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」（以下、「基本計画」という。）に基づく本県の子どもの読書活動に関する基本的な計画。
- ・ 推進法第9条第2項の規定に基づき、市町が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定及び改訂する際の基本となるもの。
- ・ 「第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」※¹に掲げた目標を推進するものとして位置づけ、本県の子どもの読書活動の推進に取り組むための施策の方向性を示すもの。

2 計画の期間及び運用

- ・ 計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4カ年とする。
- ・ 具体的施策の推進にあたっては、県・市町（学校、社会教育施設等）、家庭、地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO（非営利団体）等の関係団体とも連携を図りつつ、社会全体で子どもの読書活動を推進し、もって教育の向上に取り組む。
- ・ 取組の指標の目標値は、推進状況や国の動向等により見直すことがある。

※1 「第3期ひょうご教育創造プラン」
兵庫県教育基本計画。教育基本法第17条第2項に基づき、本県の教育施策に関する基本的な計画。令和元年度～令和5年度までの5カ年の計画。

第1章 第3次計画の実績と課題

1 総括

第3次計画では「子どもが本に出会い、触れる機会の充実」及び「子どもの読書活動を支える人材の育成」を基本方針に掲げ、総合的な数値目標として「平日の家庭や図書館で1日あたり30分以上読書する児童生徒の割合」を設定した。

平成30年度の実績値を見ると、下表のとおり、小学校では39.7%（目標：42%）、中学校では27.1%（同33%）、高等学校では12.4%（同16%）であり、いずれも目標を達成できていない。特に、小学校・高等学校では、平成26年度から若干、増加している一方、中学校は低下する結果となった。

子どもが本に向かわない理由は様々考えられるが、特に中学校及び高等学校では、家庭学習や部活動の時間が増加し、読書時間の確保が難しい状況にあるものと推測される。＊また、後述するICT環境の変化も読書時間の減少に影響を与えてきたと推察される。

目 標		実績値	第3次計画 目標値	実績値	評価
		H26		H30	
平日の家庭や図書館で1日 あたり30分以上読書する 児童生徒の割合 ※（ ）は全国平均（小中のみ）	小学校	37.2% (38.2%)	42%	39.7% (41.1%)	×
	中学校	28.5% (31.4%)	33%	27.1% (30.9%)	
	高等学校	11.0%	16%	12.4%	

評価：目標値に対する実績値の伸び率の割合 100%◎、90%以上○、70%△、70%未満×

（以下同じ）

〔小学校・中学校：全国学力・学習状況調査^{※2}（文部科学省）〕

〔高等学校：生活実態・学習状況調査（兵庫県教育委員会）〕

※ 文部科学省調査によると、高校生が本を読まない理由は、「他の活動などで時間がなかったから」、「他にしたいことがあったから」、「普段から本を読まないから」などが多く挙げられている（「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（平成28年））。

※2 全国学力・学習状況調査

子どもたちの学力状況を全国的に把握するため、文部科学省が実施している調査。平成19年度から実施している。

2 主な取組指標の状況

(1) 第3次計画で設定した指標の達成状況

区 分		実績値 H26	第3次計画 目標値	実績値 H30	評価
①ブックスタートに取り組んでいる市町の割合		90.2% (37市町)	100%	97.6% (40市町)	△
②公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置率		68.8% (69館)	74%	71.2% (74館)	×
③公立図書館で活動するボランティア団体数		212団体	250団体	216団体	×
④学校司書の配置率	小学校	10.7% (83校)	16%	*32.1% (243校)	◎
	中学校	11.3% (39校)	16%	*28.8% (98校)	◎
	高等学校	42.8%* (68校)	45%	*3.9% (6校)	—
⑤学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	61.1% (472校)	71%	*66.5% (499校)	×
	中学校	53.9% (186校)	64%	*63.1% (214校)	○
⑥子どもの読書活動推進計画を策定している市町の割合		68.3% (28市町)	100%	80.5% (33市町)	×

※ ④・⑤は平成28年度調査の実績。④の高等学校の平成26年度は学校司書以外の職員も含めた割合となっている。

①③〔兵庫県立図書館調べ〕、②〔兵庫県公共図書館調査〕、④⑤⑥〔学校図書館の現状に関する調査〕

(2) 項目別の達成状況

① ブックスタート^{※3}の取組

乳幼児検診時において読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し、家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」は、平成30年度にはほとんどの市町で行われており、乳幼児期に本に出会う環境が整えられている。乳幼児期に本と触れ合う経験が、その後の読書習慣の定着のために極めて重要であることから、市町では福祉部局と連携するなど、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

② 公立図書館における中高生向けの図書コーナー^{※4}の設置

県内の公立図書館における中高生向けの図書コーナーの設置率は71.2%となっており、第3次計画の目標値には届いていない。そうした中、高校

※3 ブックスタート

市町の保健福祉センター等で行われる乳幼児検診時にブックスタートバック（絵本、おすすめ絵本のリスト、図書館便り、図書館利用案内、図書館カード申請書、カバン等）を配布するとともに読み聞かせの効果や方法をアドバイスするもの。

※4 中高生向けの図書コーナー（YAコーナー）

中高生の図書館利用の促進を図るため、図書館に設けられた図書コーナー。YA（ヤングアダルト）コーナーともいう。

生自らがコーナーの選書をしたり、同世代の高校生に向けた広報誌の編集・発行に携わったりするなど、高校生がコーナーの運営に参画する公立図書館では、中高生の利用者数の増加に寄与している。学校図書館を超える蔵書を有する公立図書館において、生徒の本に対する関心を高める取組を実施することは大変有意義であり、更なる取組の推進が必要である。

③ 公立図書館におけるボランティア団体の活動

公立図書館では、ボランティア団体による来館者に対する読み聞かせ、障害者へのサービスの提供、書架整理、環境美化等を行っている。ボランティア団体は平成30年度では216団体となっており、第3次計画期間中、一定の増加を示しているものの、目標値には届いていない。

ボランティア団体は、図書館の活動を充実させ、子どもの読書活動の推進に重要な役割を担っている。今後も、読書活動の担い手として、積極的な参画を促す必要がある。

④ 学校司書^{※5}の配置

平成26年度の学校図書館法の改正により、学校司書の位置づけが法的に明確化され、配置することが自治体の努力義務とされた。これを受け、小中学校における学校司書の配置は増加し、平成30年度には目標を達成している。高等学校においては、学校図書館担当職員を配置し、生徒の読書活動を充実させる取組が進められている一方、学校司書については、十分にその配置が進んでおらず改善が求められる。

⑤ 学校図書館図書標準^{※6}の達成

小中学校の学校図書館における学校図書館図書標準の達成状況については、小学校では、目標水準まで至っていないものの、増加傾向にあり、また、中学校では、目標を達成し、学校図書館における蔵書の充実が図られてきた。引き続き、児童生徒の本への関心を高める蔵書の充実に向けた取組を推進する必要がある。

⑥ 市町における読書活動推進計画の策定

推進法では、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、市町推進計画を策定するよう求めている。推進計画の策定状況については、策定している市町は大幅に増えているものの、目標である全市町での策定には至っていない。

子どもの読書活動を推進する上での基本的方向性を住民に対して分かりやすく示すことは重要であり、県としては引き続き、未策定の市町に対して速やかな策定を働きかけるとともに、必要な助言を行っていく。

※5 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため専ら学校図書館の職務に従事する職員。

※6 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において整備すべき蔵書の標準として学校の規模に応じて定めたもの。

(3) その他、分野別の取組状況

ア 家庭・地域

(7) 公立図書館の整備

平成28年度に新たに伊丹市立図書館神津分館が開設され、全41市町のうち、38市町で公立図書館が設置されている。未設置の市町では、公民館内に図書室を設置する等、子どもの読書環境の充実に努めている。

兵庫県内における公立図書館等設置数	H30実績値
	106館

〔兵庫県公立図書館調査〕

(4) 公立図書館の利用状況

ほとんどの公立図書館では、子どもの利用促進を図ることを目的として、児童室等の児童生徒を対象としたスペースを設置している。

また、児童生徒数の減少を反映して公立図書館での児童の利用者数（登録者数）は減少しているが、児童への貸出冊数は増加している。また、県内の全幼児及び児童数に対する1人あたりの貸出冊数は大きく増加している。引き続きその推進が必要である。

公立図書館における 児童の図書館利用状況等	実績値	
	H25	H30
児童室※ ⁷ の設置率	94.8% 91館	96.8% 92館
児童登録者数の割合（全児童園児数※ ⁹ に対する）	57.3% 約215千人	57.8% 約197千人
全幼児及び児童への貸出冊数 全児童園児1人あたりの貸出冊数	約983万冊 26.2冊/人	約1,091万冊 32.0冊/人

〔兵庫県立図書館調べ〕〔学校基本調査〕

※ 認定こども園園児数を含まない。

(5) 公立図書館の機能向上

a ひょうご図書館情報ネットワーク（HALネット）※⁸

県内の公立図書館等をつなぐ「ひょうご図書館情報ネットワーク」は、大学図書館も含めて119館と増加し、蔵書の相互利用が進んでいる。

b サービスポイント※⁹の設置状況

図書館以外で貸し出し・返却ができるサービスポイントを設置している市町の数 は年々増えており、公立図書館の利便性は向上している。

※⁷ 児童室

子どもが利用するためのスペースのこと。絵本、物語、昔話、詩などを置いている。図書館スタッフ等が子どもたちにお話を語ったり、絵本を読んだりする場合もある。子どもの本に関するレファレンス（調査、相談）サービスも行っている。

※⁸ HALネット

図書館の蔵書情報やそれに付随する様々なサービスを利用者に提供するインターネット等を活用したシステム。役割としては①蔵書情報の公開②メールによるレファレンスの受付・回答③ホームページ等の充実③国立国会図書館総合目録ネットワークシステムへのデータ提供がある。

図書館の利便性の向上	実績値	
	H26	H30
ひょうご図書館情報ネットワーク(HALネット)導入図書館数	116館	119館
サービスポイントを設置している市町の数	11市町 26.8%	15市町 36.6%

〔兵庫県立図書館調べ〕

(エ) 読み聞かせボランティア団体の活動

多くの図書館において、読み聞かせを行うボランティア団体が活発に活動しているが、その数は、僅かながら減少している。

読み聞かせボランティアの活動は、子どもたちの本への関心を高めるために、極めて重要な役割を果たしており、引き続き読書活動の担い手のボランティアを積極的に養成する必要がある。

読み聞かせボランティア団体について (公立図書館)	実績値	
	H26	H30
読み聞かせボランティア団体数	178団体	176団体
図書館におけるボランティア団体のうち 読み聞かせボランティア団体が占める割合	88.5%	81.5%

〔児童サービスに関する調査（兵庫県立図書館）〕

(オ) 県立図書館における講演会・研修会の実施

県立図書館においては、地域住民や教職員、図書館司書、読書活動指導者等を対象として講演会や研修会を実施し、県民の読書活動の普及と深化、資料の調べ方などの資質向上に努めている。県内における「図書館の図書館」として県内の読書活動の推進の中核を担い、引き続き創意工夫を凝らし、子どもたちの本への関心を高めることができる人材の育成を進める必要がある。

講演会や研修会の実施（県立図書館）	実績値	
	H26	H30※
地域住民や教職員等の講演会や講座	86回	25回
図書館職員や読書活動指導者等の研修会	26回	3回
児童サービス専門の司書養成のための講座	10回	1回

〔兵庫県立図書館調べ〕

※県立図書館はH30年7月にリニューアルオープンしており、開館期間が例年に比べて短い。

※平成30年度における参加者数は、「地域住民や教職員等の講演会や講座」は910名、「図書館職員や読書活動指導者の研修会」は123名、「児童サービス専門の司書養成のための講座」は52名となっている。

※9 サービスポイント

図書館以外の場所で図書館の本を借りたり返却したりできる場所（公民館図書室、文化センター、博物館、スポーツセンター等）。

イ 学校

(7) 一斉読書の実施

学校における一斉読書の実施率については、平成28年度調査では小学校が94.0%、中学校が82.9%、高等学校が18.1%となっており、多くの小中学校では朝の学習タイム等で全校一斉の読書活動が展開されている。

また、学校独自に読書週間を設定するなど、読書の機会の充実に取り組んでいる学校がある。

こうした取組は、小中学生の時期における読書習慣の定着を図るために効果的であり、継続的に推進する必要がある。

一斉読書の取組		実績値	
		H26	H28
一斉読書を実施している学校の割合	小学校	92.1% (712校)	94.0% (705校)
	中学校	83.2% (287校)	82.9% (281校)
	高等学校	15.7% (25校)	18.1% (28校)

[学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）]

(イ) 授業等での学校図書館の活用（「読書活動推進事業」※10の推進）

本県では、平成15年度から小中学校を研究推進校として指定し、学校教育における読書の位置づけやねらいを明確にするとともに、学校図書館を中核に、地域全体による効果的な取組について実践的な研究を重ねてきた。

指定を受けた学校では、以下に掲げる取組を行うなど読書活動の推進に関する先進的な取組を実施している。

研究を推進した指定校では、「学校図書館を利用して、必要な情報を自ら見つけようとする態度を養うことができた。」「学習内容に沿った本の読み聞かせを行ったため、自然科学分野の貸出が増えている。」「ブックトーク※11等を通して『本が好き』の割合が増加した。」等の成果があがっている。

【取組方法例】

- ・ 学校図書館を活用した学習活動
- ・ 学校図書館を活用した年間指導計画の作成
- ・ 幼小、小中、中高それぞれが連携した読書活動の推進
- ・ 家庭や公共図書館と学校図書館とが連携した読書活動
- ・ 学校図書館での情報機器の活用
- ・ 読書活動の習慣付けを図る効果的な指導
(全校一斉読書、推薦図書や読書目標の設定等)
- ・ 学校図書館環境整備
(データベース化、配架の工夫、公共の図書館との連携等による蔵書の充実等)
- ・ ボランティアの学校図書館運営への参加
- ・ レファレンス
- ・ 読み聞かせ、ブックトーク 等

【研究推進校数】

平成27・28年度	13校（小学校：9校、中学校：4校）
平成29・30年度	13校（小学校：8校、中学校：5校）

※10 読書活動推進事業

児童生徒の自主的な読書活動の推進を図るため実施している事業。過去の「実践事例のまとめ」についてはホームページに掲載している。



※11 ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

(ウ) 学校図書館の充実

小中学校では、学校図書館における蔵書数が増加傾向にあり、また、そのデータベース化も進展している。一方、高等学校は蔵書数、蔵書のデータベース化の割合が減少している。引き続き、学校図書館図書標準を満たす学校の割合を増加させていく必要がある。

a 蔵書数

学校図書館の蔵書		実績値	
		H25	H27
学校図書館の蔵書数	小学校	7,058千冊	7,177千冊
	中学校	4,110千冊	4,188千冊
	高等学校	3,428千冊	3,280千冊※

※ 平成27年度に、適切な図書環境の確保を目的に、一部学校図書の資料点検が行われたことを受け、一時的に減少している。

b 蔵書のデータベース化

蔵書のデータベース化		実績値	
		H24	H28
蔵書のデータベース化 をしている学校の割合	小学校	58.5% (452校)	60.0% (450校)
	中学校	64.1% (221校)	69.9% (237校)
	高等学校	92.5% (147校)	86.5% (134校)

〔学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）〕

(イ) 公立図書館やボランティア団体との連携

蔵書の限られる学校図書館は、公立図書館と図書の貸出や司書等の専門職員の派遣を受けるなど連携を深めている。

また、ボランティア団体と連携し、学校における読み聞かせ会の開催や図書資料の整理等を行っている。学校図書館における子どもの読書活動をより一層推進するためにも、こうした連携が重要である。

a 公立図書館との連携

公立図書館との連携		実績値	
		H26	H28
公共図書館との連携をしている学校の割合	小学校	79.0% (611校)	81.5% (611校)
	中学校	28.4% (98校)	40.1% (136校)
	高等学校	26.4% (42校)	32.9% (51校)

〔学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）〕

b ボランティア団体との連携

ボランティア団体との連携		実績値	
		H26	H28
ボランティアを活用している学校の割合	小学校	79.6% (615校)	81.2% (609校)
	中学校	30.4% (105校)	27.4% (93校)
	高等学校	2.5% (4校)	1.9% (3校)

〔学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）〕

〔子どもの読書活動に関する取組事例〕

令和元年度 優秀実践図書館・団体 文部科学大臣表彰※12

【 図 書 館 】

「いちかわ図書館」（市川町）

〔主な取組〕

- ・絵本の読み聞かせ
- ・子ども読書週間記念イベント（人形劇や読み聞かせ等）
- ・学校図書館への団体貸出
- ・学校でのストーリーテリング、ブックトークの実施
- ・図書館教育担当者会の実施



読み聞かせの様子

「三田市立図書館」（三田市）

〔主な取組〕

- ・おはなし会、ストーリーテリング、上映会の実施
- ・図書館見学、職業体験、団体貸出、出張講座の開催
- ・「非連携型読書通帳」導入
借りた本、購入本が記帳可能。
中学生以下に無償配布。



「読書通帳」の発行

【 団 体 】

「子どもの本の会」（姫路市）

〔主な取組〕

- ・ブックトーク
- ・読み聞かせ
- ・ブックリスト「わたしたちの選んだ子どもの本」作成



読み聞かせの様子

「みきおはなし会＊絵本の森」（三木市）

〔主な取組〕

- ・読み聞かせ（図書館・出前）
- ・放課後読み聞かせ
- ・読み聞かせイベント開催
- ・読み聞かせ講座、絵本の講演会実施



読み聞かせの様子

※12 優秀実践図書館・団体 文部科学大臣表彰
優れた実践を行っている図書館、団体に対して表彰を行っているものである。取組事例の詳細については、文部科学省ホームページ「子ども読書の情報館」に掲載されている。



(4) 子どもの読書活動の状況

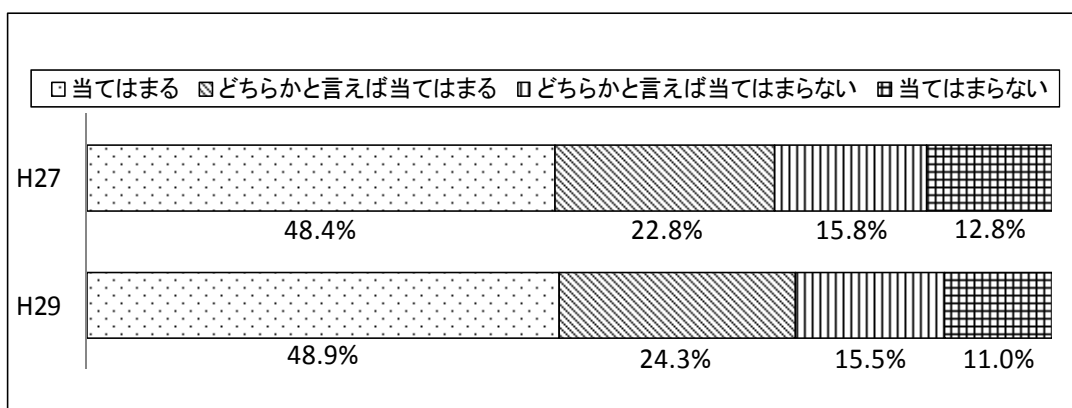
ア 児童生徒の読書に対する意識について

本県においては、児童生徒の読書活動への興味・関心が高く、多くの子どもが「読書は好きだ」と回答しており、その割合も微増傾向にある。

一方で、前述のとおり、子どもの1日あたりの読書時間は十分でないことから、本への関心をブックトークやお話会など「読書活動」という具体的な行動に結びつけることにより、読書習慣の定着を図ることが必要である。

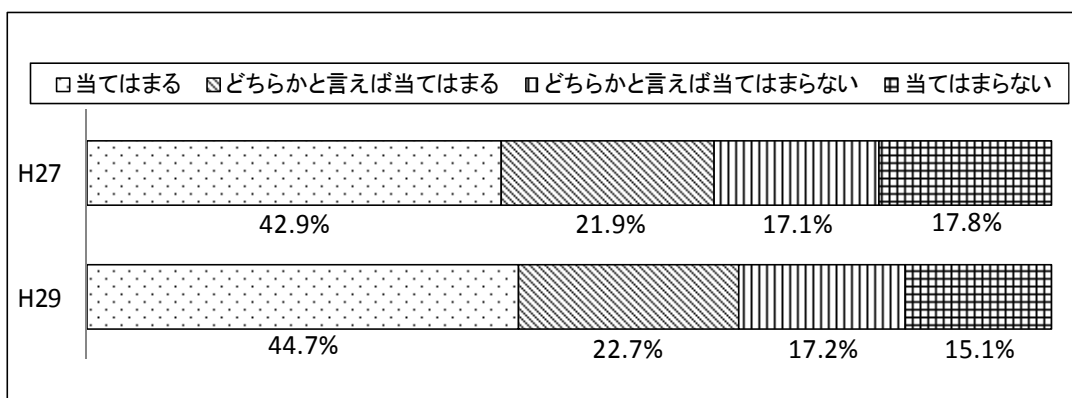
「読書は好きですか」という質問に対する回答状況

小学校〔兵庫県（公立）〕



〔全国学力・学習状況調査〕

中学校〔兵庫県（公立）〕



〔全国学力・学習状況調査〕

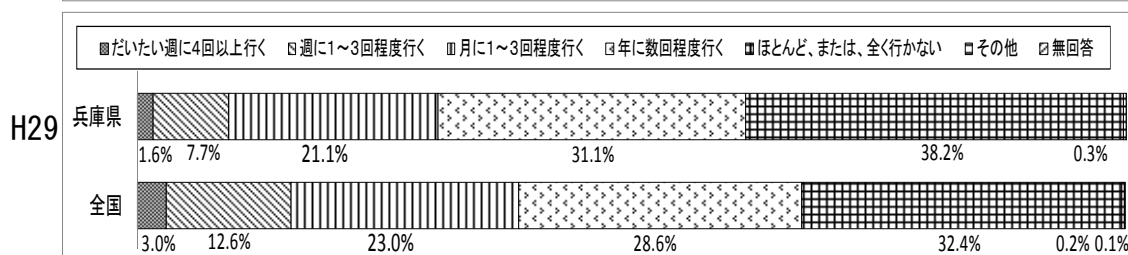
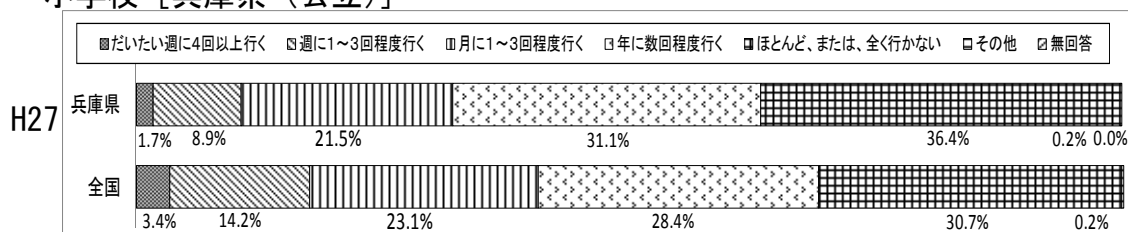
イ 図書館の利用

子どもの読書活動の場として、学校図書館、公立図書館は大きな役割を果たしている。しかし、学校図書館や公立図書館に週に1回以上行く児童生徒の割合は、平成29年度の調査によると10%に満たず、全国平均を下回っている。また、平成27年度と比較しても減少傾向にある。

児童生徒の本への関心を高めるための取組として、魅力ある図書館づくりが必要である。

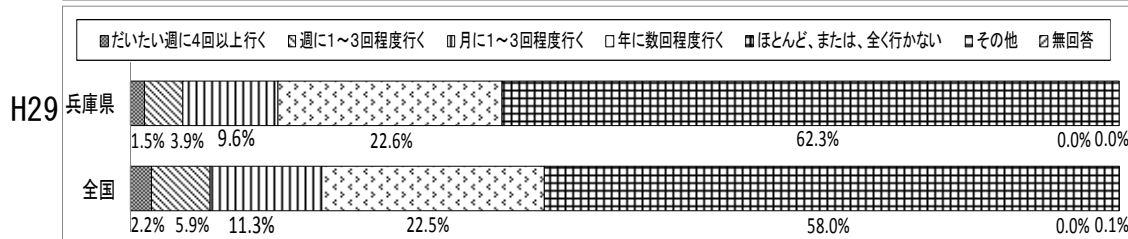
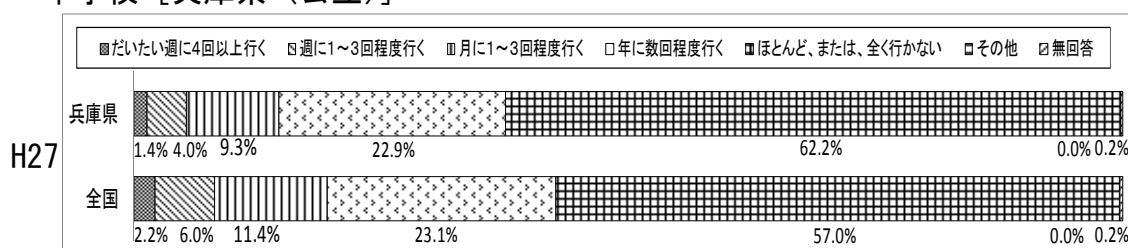
「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館、学校図書室や地域の図書館にどれぐらい行きますか。」という質問に対する回答状況

小学校〔兵庫県（公立）〕



〔全国学力・学習状況調査〕

中学校〔兵庫県（公立）〕



〔全国学力・学習状況調査〕

第2章 社会環境等の変化

1 学校図書館法の改正等

(1) 学校図書館法の改正による学校司書の法的位置づけの明確化

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号）が成立し、学校司書の法的位置づけが明確化されるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。

その後、平成28年には、学校図書館の整備・充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が示されている。

○ 学校図書館法（昭和28年法律第185号）（抄）

（学校司書）

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

(2) 公立図書館に係る制度改正

令和元年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）の成立に伴い、図書館法等が改正され、公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することが可能となった。

これにより、図書館の運営について、まちづくり、観光など他の行政分野と一体的に推進することが可能となっている。

(3) 読書バリアフリー法の成立

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年法律第49号）が成立し、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するよう規定された。

【読書バリアフリー法の基本理念で取り上げられている読書環境の整備例】

- ① アクセシブル^{※13}な電子書籍等（デイジー図書^{※14}、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック^{※15}等）やアクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）の提供
- ② アクセシブルな書籍、電子書籍等の量的拡充・質の向上
- ③ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

※13 アクセシブル
「利用しやすい」という意味。

※14 デイジー（DAISY）図書
《digital accessible information system》通常の書籍を利用することが困難な人や視覚障害者のための、デジタル録音図書の国際標準規格の一つ。

※15 オーディオブック
書籍をプロのナレーターや声優が朗読した音声コンテンツのこと。

2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月21日）において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められ、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、教育基本法等の理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準である学習指導要領等が改訂され、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成29年4月、平成31年2月に特別支援学校、平成30年3月に高等学校学習指導要領が公示された。新しい学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境^{※16}を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新しい幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されている。

このように読書活動の推進は、教育基本法等の理念の実現を支える重要な要素と位置づけられている。

3 読解力の低下について

令和元年12月に、経済協力開発機構（OECD）が、平成30年に実施した「生徒の学習到達度調査（PISA）の調査結果」を公表した。この調査結果によると、日本の15歳児の読解力については、OECD平均より高いグループに位置しているものの、前回の平成27年調査よりも平均得点及び順位が低下していることが明らかになった。また、学習指導要領の検討過程において指摘された、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べることなどについて、引き続き、課題が見られることや、学習活動におけるデジタル機器の利用が他のOECD加盟国と比較して低調であることも明らかになった。

また、後述4のとおり、子どもの生活におけるICT環境の変化に伴い、スマートフォンやタブレットを介したSNSのやりとりが増加していることが指摘されているが、こうしたやりとりは、短文や絵でのコミュニケーションが主であり、子どもの文章構成力や文脈を把握する力が低下してきているのではないかとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や言語能力育成のための指導の充実を推進することとしている。併せて読解力の向上を図るための効果的な取組の一環として、これまで以上に読書活動を推進することにより、読書習慣の定着を図る必要があるとの指摘もある。

※16 必要な言語環境

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説（総則編）によると、具体例として教師の正しい言葉遣い、印刷物における用字や文字の適切な使用、話し言葉の適切な使用、好ましい人間関係などとしている。

4 情報通信手段及び出版形態の多様化による読書活動の変容

(1) 子どもの生活へのICT機器の浸透とその影響

近年の情報通信手段の普及は、子どものライフスタイル及び読書環境に大きな変化をもたらし、結果として読書活動の在り方に大きな影響を与えてきた。小中高生を対象としたインターネット依存率についての調査結果からは、その割合が年々上昇する傾向であること、学年が上がるほど高くなる傾向があることが分かる。また、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきている。更に、SNS（ソーシャルネットワーク・キングサービス）等のコミュニケーションツールとしての情報通信手段の多様化・利用時間の増加も近年の特徴である。

OECD－PISA調査においても、我が国の15歳児は多様な用途でICT機器を活用していることが明らかとなっており、チャットやゲームなどに偏りがあるとの傾向も指摘されている。

こうした変化に伴い、子どもの生活においてインターネットやスマートフォンに向き合う時間が増加していることが読書活動の時間確保に負の影響を与えてきたものと考えられる。

今後もこうした傾向は、加速的に進行していくことが予測され、ICT機器を巡る環境変化を踏まえた読書活動の推奨方策を検討する必要がある。

本への関心を高めるために、子どもたちにとって身近な形態である、スマートフォンを介した電子書籍による読書を奨励することも有効である。

○ インターネット依存率

校種	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
小学校 (5,6年)	1.4%	3.5%	3.3%	5.1%	4.8%
中学校	6.8%	7.5%	7.9%	9.0%	8.8%
高等学校	8.3%	9.1%	10.6%	12.1%	14.7%

〔「インターネット夢中度アンケート」((公財)兵庫県青少年本部)〕

※ 依存率とは、インターネット依存の進行度を測る世界共通の尺度を用いたもので、設定されている8項目中5項目以上「はい」があった場合は、インターネット依存傾向にある可能性があるとしたもの。

○ 青少年のスマートフォンの利用率

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
小学校	17.1%	23.7%	27.0%	29.9%
中学校	41.9%	45.8%	51.7%	58.1%
高等学校	90.7%	93.6%	94.8%	95.9%

〔青少年のインターネット利用環境実態調査 (内閣府)〕

○ 1日当たり1時間以上メールやインターネットを利用する子どもの割合

小学校6年	中学校3年	高等学校1年
59.2%	72.3%	88.1%

〔平成30年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度アンケート」((公財)兵庫県青少年本部)〕

(2) 出版形態の多様化

近年、出版社において小説や歴史書、ビジネス書等、元々活字で出版されていた書籍をより読み易くするために様々な工夫を凝らす動きが活発に見られる。例えば、小説の登場人物をイメージし易くしたり、複雑な概念を図解してわかり易くしたりする目的で活字の書籍を漫画に変換するといった手法である。

本への関心を高めるためには、いわゆる活字の書籍にこだわることなく、本への入口を広げてくれるこうした書籍を積極的に活用することも考えられる。特に、ともすれば敬遠しがちな長大な分量の小説や難解な哲学書、イメージしにくいビジネス書などを身近に感じるための方策としては極めて有効である。

5 読書の有効性についての動向

(1) 読書活動の効果

令和元年度に公表された、「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究（（独）国立青少年教育振興機構）」によると、読書している人はそうでない人よりも自己理解力（自己探求・自尊感情・充実感など）、批判的思考力（論理的・内省的・問題解決力など）、主体的行動力（意欲・将来展望など）といった、いわゆる意識・非認知能力が高い傾向があるとされている。これらの能力は「未来への道を切り拓く力」の一部として必要不可欠なものであり、子どもの読書活動が効果的であることを実証的に明らかにしている。

(2) 読書の使用ツール

同調査によると、紙媒体で本を読まない人は世代に関係なく増加する一方で、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどのスマートデバイスを用いて本を読む人の割合は増えているとされている。その一方、同調査では、特に紙媒体で読書している人の非認知能力が、スマートフォン等の電子媒体で読書している人よりも高いことが明らかとなっている。

第3章 ひょうご子どもの読書活動のめざす姿

I

基本的方針

1 基本方針

近年、少子化の進行、グローバル化の進展、急激な技術革新等により、未来の社会を予測することが困難となっている。子どもたちは来るべき変化に向き合い、未来を切り拓いていかなければならない。こうした問題意識を踏まえて、県は、第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を策定し、『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマとして掲げた。

読書活動により、子どもは、先哲の教えや人類の英知、営為と出会い、社会や未来を想像し、魂が揺さぶられる体験をすることが可能となる。また、読書活動を通じて学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

さらに、本は困難や辛苦に向き合った時に、自らを支え、歩むべき道を示し、人生を前に進めるものであり、こうした「人生を変える一冊」の存在は、人生をより豊かなものに導くものである。

第3期ひょうご教育創造プランでは、基本方針『生きる力』を育む教育の推進」を掲げ、また、基本的方向として『豊かな心』の育成」を掲げている。読書活動は、いつの時代にも普遍的な価値を有し、その推進は、子どもの『豊かな心』を育む、最も本質的かつ効果的な手段の一つである。

また、「未来への道を切り拓く」ためには、「物事を深く追求する力」＝「探究する力」が必要であり、それは、予測困難な社会で、直面する課題と向き合い、解決策を見つけようと努力を続けるために必要な力である。この力は、自己理解力、批判的思考力、主体的行動力といった意識・非認知能力と換言でき、その力を身につけるための一つの有効な方法が、本と向き合い読書習慣を定着させることである。

これらを踏まえ、本計画では、読書活動を通じた豊かな心の育成を旨とし、さらに子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図ることを基本方針として掲げ、本県における子どもの読書活動を推進することとする。基本方針の下、その実現に向けて家庭、地域、学校それぞれの役割と推進すべき取組をまとめるとともに、進捗状況を確認するための指標を設定し参考とする。

なお、「確かな学力」を育成するためにも、読書活動は重要であり、読書習慣を定着させることは、読解力の向上にもつながるものと考えられる。読解力は学力の基礎と言え、近年、低下傾向との指摘もある中、読書活動を推進することにより、更なる読解力の低下を防いでいくことも必要である。こうした視点も忘れてはならない。

〔基本方針〕

読書を通じて、豊かな心を育む

～本への関心を高め、読書習慣の定着を図る～

〔取組の方向性〕

- 1 子どもの発達段階に応じた“本に出会い、触れる機会の充実”〔不易〕
- 2 子どもの読書活動を支える人材育成及び環境整備〔不易〕
- 3 新しい時代への対応〔流行〕
 - ・ I C T技術の進展や出版形態の多様化に伴う読書環境の変化への対応
 - ・ 子どもが集まる図書館づくりへの移行の促進、I C T環境への対応

2 目標設定

本計画の目指すべき目標は、先に掲げた基本方針の達成状況を測るものとするため、「読書する児童生徒の割合」と定める。

これは、第3次計画の目標を引き継ぐものであり、読書習慣の定着により、子どもの豊かな心を育むことを目指すものである。

○ 読書する児童生徒の割合

項	目	現状値 2019年度	目標値
平日の家庭や図書館で1日 あたり30分以上読書をする 児童生徒の割合	小学校	38.3%	43%
	中学校	24.6%	29%
	高等学校	11.4%	16%

3 第3期ひょうご教育創造プランの目標と読書活動との連関

読書活動の推進は、第3期ひょうご教育創造プランの規定する基本方針1『生きる力』を育む教育の推進』の以下の2つの基本的方向に大きく連関しているものであり、本計画の遂行は、第3期プランの目標達成を促進する役割を果たす。

(1) 「豊かな心」の育成

子どもは読書活動により、新しい世界や価値観と出会うとともに先哲の教えに学ぶことにより、自ら未来を切り拓いていくための「豊かな心」を身につけることができる。

(2) 「確かな学力」の育成

読書活動は、読解力を向上させることに繋がり、思考力、判断力、表現力等が養われることとなる。読解力は、知識や情報を得て学ぶ楽しさを実感するために必要不可欠なものであり、発達段階に応じた養成が求められる。

4 第4次計画の取組の指標

第4次計画の取組指標として下表の①～⑨を設定する。①～③、⑤、⑨は第3次計画を引き継ぐものであり、④、⑥、⑦、⑧は、第4次計画で推進する取組の進捗を確認するためのものである。

ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）の指標

視点	項 目		現状値 H30	目標値 R 5
家庭	①	ブックスタートに取り組んでいる割合 [市] [町]	97.6%	100.0%
地域	②	中高生向け図書コーナーの設置率 [公立図書館]	71.2%	76%
地域	③	公立図書館で活動するボランティア団体数	216団体	230団体
学校	④	一斉読書を実施している学校の割合 [小学校] [中学校] [高等学校]	94.0% 82.9% 18.1% (H28データ)	100% 88% 23%
学校	⑤	学校司書、学校図書館担当職員の配置率 [小学校] [中学校] [高等学校]	32.1% 28.8% 42.8% 小中H28データ 高H26データ	37% 34% 48%
学校	⑥	ビブリオバトル※17等を実施している学校の割合 [高等学校]	—	50%
学校	⑦	各校の推薦図書一覧を活用している学校の割合 [高等学校]	—	50%
学校	⑧	R S T ※18調査実施校における受検者平均正答率の変化率	—	10% 以上向上
行政	⑨	子どもの読書活動推進計画の策定率 [市] [町]	80.5%	86%

※⑥ビブリオバトル等…友だち同士で本の紹介や書評をし合う活動等。ビブリオバトル、読書会、ペア読書。

※17 ビブリオバトル

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

※18 R S T (reading skill test)

国立情報学研究所が考案したテストで、教科書等の基本的な文章や図やグラフなどから情報を読み取るための「基礎的な読む力」を測定することができる。

1 発達段階に応じた読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。家庭・地域・学校においては、次のような発達段階ごとの特徴を踏まえ、連携・協働を図る必要がある。また、学校種間においても連携を図り、切れ目ない取組を行うことで、校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないようにすることも大切である。

発達段階ごとの特徴の傾向

発達段階	特徴の傾向	主な取組例
① 幼稚園、保育所等の時期 (概ね6歳頃まで) <主な読書活動の場所> 家庭・公立図書館・園(所)の絵本コーナー	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。	ブックスタート 読み聞かせ
② 小学生の時期 (概ね6歳から12歳まで) <主な読書活動の場所> 家庭・公立図書館・学校図書館	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。	読み聞かせ 一斉読書 授業での活用 ビブリオバトル
③ 中学生の時期 (概ね12歳から15歳まで) <主な読書活動の場所> 家庭・公立図書館・学校図書館	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。	一斉読書 ビブリオバトル 授業での活用
④ 高校生の時期 (概ね15歳から18歳まで) <主な読書活動の場所> 家庭・公立図書館・学校図書館	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。	一斉読書 ビブリオバトル 授業での活用

2 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割（保護者の役割※）

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されていく。このため読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、保護者が、子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に積極的な役割を果たしていくことが重要である。また、保護者本人が日常的に読書に親しむことが家族全員で本を読む習慣を定着させることにつながる。

特に、乳幼児期に本と触れ合う経験が生涯にわたる読書習慣の定着にとって重要であり、この時期の主な読書活動の場である家庭の役割は極めて重要である。

また、家庭における読書は、本をもとに家族で話し合う場を持ち、絆を深めることにもつながる読み聞かせをしたり、家族で好きな本や作家について話し合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて働きかけることが望まれる。

(2) 取組の方向

ア 家庭における実践

重(ア) 保護者による絵本や物語の読み聞かせ

重(イ) 「家読（うちどく）」※¹⁹の実施

- (ウ) 家族での公立図書館等の活用
- (エ) 保護者（大人）自身が読書する機会の充実
- (オ) N I E※²⁰の活用
 - ・ 新聞を活用した活字に触れる機会の充実

イ 県・市・町における家庭への支援

- (ア) 学校、図書館、市町福祉施設、民間団体・企業等の連携

重(イ) ブックスタート等の実施（乳幼児期の読書活動のきっかけづくり）

重(ウ) 保護者を対象とするイベントや講座による啓発

- ・ 保護者を対象とする読み聞かせ会をはじめとする家族が触れ合う機会の提供
- ・ 読書の重要性の理解を促すための講座の実施等
- (エ) 公立図書館におけるお薦め本の紹介や貸し出し等による普及・啓発
 - ・ お薦め本を掲載したリーフレットの作成やお薦め本の貸出しなど家庭における読書に関する情報提供等

※「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）における保護者の役割（第6条）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

※19 家読（うちどく）

家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆を深める活動。

※20 N I E (Newspaper in Education)

NIE＝「エヌ・アイ・イー」は、学校などで新聞を教材として活用すること。テーマを決めて新聞記事を集め、見出しや感想をつけること、新聞記事からディベートのテーマや主張の素材を探すこと、新聞報道から賛否の分かれる話題を選び、自分の意見を書くこと等の活動がされている。

3 地域における読書活動の推進

3-1 公立図書館等における読書活動の推進

(1) 公立図書館の役割※

子どもにとって図書館は、多くの本に触れ、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知る場であるとともに、思いもしない新たな本との出会いを提供し、人生の道筋を考え、深めるきっかけとなる場である。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりできる場である。

図書館は、人材育成、イベント等の情報、ボランティア団体の活動の支援など、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている。

(2) 取組の方向

ア 図書館における取組

重 (ア) 本への関心を高めるための情報発信等

- ・ 広報誌やホームページを活用した読書活動の必要性・魅力の普及、啓発
- ・ 定期的なお話会や図書館利活用講座等のイベントの開催
- ・ 新刊案内やお薦めの本等の積極的な周知
- ・ トライやるウィークやインターンシップ等職場体験における地域の児童生徒の取組の紹介

(イ) 学校、学校図書館との連携・協力

- ・ 団体貸出や移動図書館での図書館資料の提供
- ・ 図書館職員や有識者が学校に出向いて実施する読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の講座や研修会、講演会等の開催
- ・ 県立図書館が実施する出前講座、学校サポート講座の活用

(ロ) ボランティア活動の促進

- ・ 多様なボランティア活動を行うための機会・場所の提供
- ・ 「地域学校協働活動」による学校図書館等支援や読み聞かせの実施

重 (エ) 中高生を読書に向かわせる契機づくり

- ・ YA（ヤングアダルト）コーナー等の設置
- ・ 運営、選書も含めた高校生等の主体的な活動の支援
- ・ 友人同士で本を薦め合う活動の促進
ブックトーク、ビブリオバトル等の実施

(オ) 保護者向け講演会、講座の実施

- ・ 絵本の読み聞かせ等について保護者向けの講演会や講座の実施

(カ) 公立図書館相互や関係機関との連携・協力

- ・ 蔵書の相互利用、連携による行事や講座等の充実、資料の展示

(キ) 家庭・地域との連携による取組

- ・ 放課後や休日に子どもが集まる「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」等の地域の居場所における読書活動の推進

※ 法改正による公立図書館の運営

公立図書館の運営については、第2章1(2)(P13)のとおり、法改正により、まちづくり、観光などの他の行政分野と一体的に推進することが可能となっている。こうした変化を踏まえて、各市町において主体的かつ個性あふれる公立図書館の運営が図られることが望まれる。

イ 障害のある子ども等の読書活動の推進

(ア) 障害のある子どもの読書活動の推進

- ・ 車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮
- ・ デイジー図書・点字資料等の整備
- ・ 介助、対面朗読等の環境整備
- ・ ニーズに応じた図書の整備
- ・ 点字図書館の活用

(イ) 外国につながるのある子ども等の読書活動の推進

- ・ 多言語による利用案内や館内の掲示
- ・ 多言語でのお話会等の開催
- ・ 日本語習得のための資料収集・活用
- ・ 多言語の児童図書に関する情報提供

ウ 本への関心を高めるための公立図書館の機能強化

(ア) 住民サービスの向上

- ・ 地域住民のニーズを踏まえた施設等の計画的な整備
- ・ 図書館資料の充実
- ・ 児童室、コーナー等の整備・充実
- ・ 子どもたちが魅力を感じる掲示や展示の充実

(イ) 移動図書館による利便性の向上（アウトリーチ活動）

- ・ 移動図書館によるサービスの充実

(ウ) 他の行政機関との一体的な推進の研究

- ・ 図書館の運営について、まちづくり、観光など他の行政分野との連携による活性化

エ 地域における読書活動を推進するための人材の配置・育成

(ア) 図書館長研修の実施

(イ) 地域の図書館、公民館職員向け研修の実施

(ウ) 司書及び司書補の適切な配置

(エ) 司書及び司書補の資質向上

(オ) 読書活動を推進するボランティアの養成・支援

(3) その他

ア 公民館図書室、児童館^{※21}における読書活動の推進

(ア) 公民館図書室

- ・ 身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童青少年用図書等の整備に努める。
- ・ 読書活動に関して専門的な知識を持った者やボランティア等多様な人々と連携協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努める。

点字図書館

兵庫県点字図書館（県福祉センター内）では、点字の図書、拡大図書、音声読み上げの図書を所蔵している。全国の図書館とはネットワーク「サピエ」を通じてつながっている。また、視覚障害者の学習環境を充実させるため、聴読室が設置されている。聴読室には、パソコンや専用の再生機器を設置しており、個室で集中して音声を聞くことができる。

※21 児童館

児童福祉法に基づき、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進することや情操を豊かにすることを目的として設置された施設のこと。

(4) 児童館

- ・ 児童館の図書室では、絵本や物語等の図書資料の閲覧・貸出しを行っているほか、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせや、お話し会等を行っているところもあり、これらの活動は、子どもが読書に親しむ重要な契機となっている。
- ・ 蔵書の整備については、公立図書館と連携して充実を図ることが必要である。

イ 「地域学校協働活動」※22等における読書活動の推進

(ア) 「地域学校協働活動」

学校支援活動や土曜日の教育活動、放課後等支援活動といった「地域学校協働活動」において、地域人材を活用した子どもの読書活動を積極的に取り入れることが重要である。

(イ) 放課後児童クラブ等

放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関して専門的な知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要である。

令和元年度 子供読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰※23

西宮市立高須小学校

【主な活動内容】

- ・ **本に親しむ時間の設定**
1・2年は担任による読み聞かせ、3年以上は学年で決めた同じ本を読む。
- ・ **ボランティアによるお話し会**
保護者によるお話し会、しおり作り、休み時間の貸出し、本の整理等
- ・ **ふれあい読書会の実施**
4年対象。1冊の本でクラス全員が意見交流することができ、読みを深めることができる。
- ・ **全校での読書感想文の取組**
- ・ **年間指導計画に基づく取組**
計画的な環境整備、選書をしている。



一斉読書で使用する図書

宝塚市立光ガ丘中学校

【主な活動内容】

- ・ **司書によるオリエンテーション**
新入生を対象に利用ルールを周知し、本に親しむ機会としている。
- ・ **推薦図書の紹介・購入**
学校司書や図書委員の推薦本に手作りの帯を巻き、図書館に本の紹介コーナーを設けている。
- ・ **スタンプラリー**
学期に数回スタンプラリーを行い、貸出数が多い生徒には手作りのしおりやブックカバーをプレゼントしている。
- ・ **国語科授業での取組**
学期に1回学級単位で「ビブリオバトル」を行っている。チャンプ本は図書室で紹介している。



作成したしおり

県立姫路東高等学校

【主な活動内容】

- ・ **本の紹介ポスターの掲示**
図書文芸部が一押し本のPOPや卒業生の著書を紹介している。
- ・ **「東高姫路城学かるた読本」の制作**
図書文芸部、美術部、地歴部、茶華道部が中心となり、図書館で作品を制作し作品を活用したイベントを市内で開催した。地域及び図書館活性化に繋がっている。
- ・ **図書館準備室の活用**
閲覧室をサロントゾーン、準備室をソーシャルゾーンとしており、ソーシャルゾーンでは、文章やスピーチ指導の場、寛ぎの場としている。



姫路城学かるた読本

※22 地域学校協働活動

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協力して行う様々な活動のこと。

※23 子供読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校に対して表彰を行っているものである。取組事例の詳細については、文部科学省ホームページ「子ども読書の情報館」に掲載されている。



県立図書館リニューアル！

県立図書館は、昭和49年に開館し、県民の教育と文化の発展を図るため、図書館資料を収集、整理、保存し、県民の利用に供するとともに、他の図書館等との相互協力、調査相談を行ってきた。

県立図書館は平成28年9月に着工した耐震改修工事が完了し、平成30年7月にリニューアルオープンした。建物の耐震補強・老朽改修に加え、建物・設備の安全性及び施設管理の効率性の向上と図書館機能の充実・利用サービスの向上を図った。

読書人口の減少や情報通信技術の進歩等、図書館を取り巻く社会環境の変化に対応するため、貴重なふるさと関連資料のデジタル化を進めるとともに、県民の文化的な活動と交流の場として知的な活気と賑わいのある図書館を目指し、その在り方を探っている。



【図書館の基本的役割】

資料保存センター

調査相談センター

相互協力センター

【具体的な取組】

- 図書の充実・データベース整備
フェニックスライブラリー、ふるさと関連資料の整備及びHALネットの活用を図る。
- 「図書館の図書館」としての人材育成
市町図書館や学校等の支援のため、市町立図書館職員やボランティア等を対象に様々な研修を行う。
- 子ども読書活動の推進
子どもの読書活動を推進する県民等を対象に講座、講演会を開催し、情報発信するとともに、読書ボランティアの指導者養成を行う。
- 学校サポートプロジェクト
防災や異文化理解、生物多様性等テーマ別の学校セット貸出や図書館活用等の出前講座を実施し、学校の進める読書活動の課題に対する教員の調査研究や児童生徒の学びの支援を行う。
- 所蔵資料展
地域情報や調べ学習に対応する所蔵資料を活用した展示等を行い、広く県民にふるさとをひょうごを発信し、その地の拠点を目指した事業を展開する。

【施設・設備の新設】

- 親子読書コーナー
親子で読書が楽しめるコーナー
- 課題解決コーナー
様々な課題に対応する蔵書資料
テーマごとに閲覧可能
- 来館者専用エレベーター
1階正面ロビーに設置

【施設・設備の増設】

- 書庫スペース、書架、閲覧席

【積極的な読書講演会・講座の開催】

- リニューアル記念講演
 - ・「図書館の上手な使い方」
中野 雅至氏（神戸学院大学）
 - ・「十五少年漂流記の舞台の謎」
田辺 真人氏（園田学園女子大学）
 - ・「読書は心の夢飛行」
永田 萌氏
（イラストレーター、絵本作家）
- 図書館利活用講座
リニューアルした図書館の案内等
- 展示関連講座
 - ・テーマ例：マラソン、地震・津波
- ビブリオバトル

【「学校サポートプロジェクト」の取組内容】

- ①調査相談（レファレンス）：授業準備や教材研究などで求められる本や情報を探す支援
- ②テーマ別セット貸出：調べ学習や教材研究にすぐに活用できるように、教材・分野ごとにテーマを決め30冊程度のセットを用意
- ③学校サポート講座：読書活動の推進や情報収集能力向上のため、学校で実施される研修会に県立図書館職員を講師として派遣
※講座例「ブックカバーのかけ方」「本の修理」「読書の楽しみについて」「論文作成のためのテーマ決定について」

【新たな県立図書館の在り方の検討】

I C T技術の進展への適切な対応や、より県民に身近な場づくりを目指し、時代に即応した県立図書館を創造していくことが求められている。そのため、資料の貸し出し等の業務の効率化やI C T対応を図るとともに、「図書館の図書館」としての機能強化など、県民が気軽に集いふれ合う場へと移行していくための取組が必要である。現在、県立図書館は、「兵庫県立図書館中期運営方針」に基づく運営がなされているが、今後、中長期的には、新たな県立図書館の在り方についても検討していくことになる。

3-2 社会教育関係団体等^{※24}における読書活動の推進

(1) 社会教育関係団体等の役割

本県には多くの親子読書会や読書グループ、読書活動を取り入れている子育てサークル等があり、子どもの読書活動の推進に関する県民への理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献している。

しかし、団体の会員数の減少により、活動の幅が狭まっており、これらの関係団体の活動が活かせるように環境の整備が必要である。

また、人生100年時代と言われる中、社会の変化の激しい今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要である（リカレント教育^{※25}）。読書活動は、生涯を通じた学びの1つであり、子どもが社会人になった後も継続して読書に親しむ人生を送るためには、社会教育関係団体等において、子どもの読書習慣の定着に向けた支援や学びを支える人材の育成が求められている。

(2) 取組の方向

ア 読書週間等のキャンペーンの実施

- (ア) 読書感想文コンクールの実施
- (イ) 家庭における読書の奨励

イ 読み聞かせ、フォーラム等の開催

- (ア) 県内各地を訪問しておこなう読み聞かせの実施
- (イ) フォーラム等の開催による読書活動の推進

ウ 社会教育関係団体間の連携

- (ア) 子ども読書ボランティア団体、PTA、学校、関係機関等、団体間の連携の推進

エ 読書活動を推進する専門的な人材の育成

- (ア) 公立図書館における読書ボランティアを対象とした研修の実施
- (イ) NPO法人等の読書関係団体の職員等に向けた研修の実施

NPO法人おはなしくれよん（姫路市）

保育園、幼稚園、小学校に通う子ども及びその保護者を対象に学校や公民館等で絵本の読み聞かせやお話の語り聞かせに関する事業を行っている。子どもたちの想像力を養い、その健全育成を図るとともに、大人たちには、人生懐古や癒しを提供している。併せて、絵本の読み手、話の語り手の育成や絵本等の普及び手作り絵本の創作に関する事業を行っている。



※24 社会教育関係団体等

民間団体、NPO法人等で社会教育に関係している団体の総称。読み聞かせボランティア等のボランティア団体も含む。

※25 リカレント教育

社会人を対象として、学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育。職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれる。

4 学校等における読書活動の推進

4-1 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等の役割

幼児期に本の楽しさを知り、本への親しみを感じることは、その幼児の将来における読書習慣の定着に大きな影響があるものと考えられる。このため、幼稚園教育要領や保育所保育指針[※]等に基づき、読み聞かせ等により幼児と本の距離を近づけていく取組が重要である。併せて保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

(2) 取組の方向

ア 絵本や物語に親しむ活動の充実

(ア) 幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解促進

重(イ) 安心して図書に触れることができる場の確保

イ 家庭・地域との連携

(ア) 保護者会等における保護者への啓発（読み聞かせ、絵本の紹介等）

重(イ) 公立図書館と連携した保護者向け講座の実施

(ウ) 公立図書館と連携した発達段階に応じた図書の選定

ウ 幼稚園等施設（幼稚園・保育所・認定こども園）間の連携

(ア) 小学校入学前に行われる連絡会等の機会を利用した、読書習慣や読書活動の先進事例の情報共有

(イ) 幼小の円滑な接続に配慮した読み聞かせを行うなど、幼児が就学後においても安心して読書活動等の教育活動に専念できる環境づくり

(ウ) 就学後においても継続的に読書活動を推進できるよう、読み聞かせの手法を共有・継承するなど読書習慣の定着に向けた取組の推進

エ 多様な読書活動の展開

(ア) 小中学生が幼稚園・保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、読書活動を通じた小中学生との異年齢交流等

幼稚園と小学校の接続を考えた読書活動の取組

神戸市では、幼小の円滑な接続のために幼稚園側からのアプローチカリキュラム、小学校側からのスタートカリキュラムが実施されている。これらを踏まえ、幼稚園児と1年生が一緒に読書を行うことや、5年生が幼稚園に行き、絵本の読み聞かせをする活動を行っている。幼稚園児が安心して入学し、本を読むことができる環境づくりを目指している。



※ 幼稚園教育要領、保育所保育指針には、「言葉」の内容に「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさ味わう。」と規定されている。

4-2 小学校・中学校における読書活動の推進

(1) 小学校・中学校の役割

学校は、子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図るために極めて重要な役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されている。学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を活用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備し、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことが求められている。

(2) 取組の方向

ア 児童生徒の読書習慣の定着に向けた読書指導の充実

(ア) 子どもの「本への関心を高める」ための工夫・改善

- ・ 学校図書館図書標準の計画的な達成による児童生徒の健全な教養の育成に資する適切な資料構成

(イ) 児童生徒同士と一緒に読書をする機会の確保

重(ウ) 図書に触れる機会の確保

- ・ 一斉読書、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション※26、ビブリオバトル等の実施
- ・ 推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等

重(エ) 教科等の学習との連携

- ・ 読書活動による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、探究型授業への改善（コンピューターや視聴覚機器、NIEの活用）
- (オ) 委員会活動等を通じた児童生徒による主体的な読書活動（図書委員を「子ども司書」、「読書コンシェルジュ（活動推進リーダー）」と呼び、主体的な活動を進める取組等）
- (カ) 小中連携の取組
 - ・ 校種間による読書活動についての情報交換
 - ・ 読書活動を通じた児童生徒の交流
 - ・ 読書記録をポートフォリオとして進学先への引継ぎ等
- (キ) すべての教職員の意識高揚
 - ・ 読書指導、学校図書館の活用等の研修

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- (ア) 地域人材を活用した子どもへの読み聞かせや活動の実施
- (イ) 保護者会時における保護者への啓発（読み聞かせ、絵本紹介等）
- (ウ) 公立図書館と連携した教職員及び保護者向け講座の実施
- (エ) 公立図書館と連携した発達段階に応じた図書の選定

※26 アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

4－3 高等学校における読書活動の推進

(1) 高等学校の役割

高校生にとって読書活動は、自我の確立、人生における悩みと向き合う力の育成、進路選択の視野の拡大、知的好奇心の充足など、様々な効能があり、小中学生の時期と同様、積極的に推奨すべきものである。生徒の本への関心を高め、就学前から小中学生の時期に定着してきた読書習慣を生涯を通じて確たるものとするため、小中学校に引き続き高等学校でも読書活動は、極めて重要な役割を担っている。

昨今、スマートフォン等の普及により多様な情報収集が可能となっており、本への関心を高めるためにパソコン、スマートフォン、タブレット等を活用することも有益である。また、様々な情報が飛び交う時代であるからこそ読書活動により情報の取捨選択能力や情報を読み取る力を育成することが必要である。

(2) 取組の方向

ア 生徒の読書習慣の定着に向けた読書指導の充実

(ア) 全校一斉読書等の積極的な取組

- ・ 「1日1ページ読書」、「20分読書」等の取組

(イ) 計画的・意図的な読書活動の推進

- ・ 各教科の年間指導計画に学校図書館の利用を位置づけ
- ・ 各教科等の指導内容と関連する図書館資料の提供

重(ウ) 生徒同士で本を薦め合うなどの読書への関心を高める取組

- ・ ブックトーク、ビブリオバトル、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置等、読書活動を推進する多様な読書活動の取組

(エ) 委員会活動を通じた生徒による主体的な取組

重(オ) 教科等の学習との連携

- ・ 読書活動による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、探究型授業への改善（コンピューターや視聴覚機器、NIEの活用）

(カ) 多校種との連携の取組

- ・ 幼児等、小中学生への本の紹介、読み聞かせ等
- ・ 中学校から引き継がれた読書記録等がある場合の有効活用

(キ) すべての教職員の意識高揚

- ・ 読書指導、学校図書館の活用等の研修

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

(ア) 保護者会等における保護者への啓発（読解力と読書の効用について等）

(イ) 公立図書館等と連携した教職員及び保護者向け講座の実施

(ウ) 公立図書館等と連携した図書の選定

ウ 読解力の向上に向けた効果的な読書活動の研究

(ア) RST（リーディングスキルテスト）等を活用した検証

読書活動を通じた校種間の連携（小・中・高）

読書習慣の定着を図るためには、定着した習慣が失われてしまわないよう、各校種での取組のみならず、その接続期をはじめ、校種間で連携することが重要である。例えば、県立姫路東高等学校では、特別活動において読書を通じて作成した地域の歴史に関するかるたを市内の小中学生に紹介し、読書の楽しさ、地域の歴史を伝える取組を実施している。こうした世代の異なる子どもたちの交流により、生涯を通じて読書への興味や関心が高まることが期待される。

また、こうした場合は、小中学生が大人や高校生を対象とした書物に出会うことにも繋がり、さらなる意欲的な読書活動が展開されるといった効果も期待される。

【取組例】

○ 教員の連携

小中高の教員の連絡会を開き、講演会、研修会、研究を進めている。また、小学校の教員が中学校へ出向き、本の読み聞かせをしている。

○ 公立図書館の取組

YAコーナーを運営している高校生の企画で開催している読書イベントに小中学生が参加している。

高校生の本への関心を高める取組

1 対話的な読書

高校生段階では、友人等同世代の者との間で、本を紹介し合ったり、批評をしたりする活動を行うことが有効である。その際、マンガやアニメといった趣味嗜好に関する本やスポーツや芸術文化といった部活に関する本など、親しみやすい題材を共有することも有効である。

こうした対話的な読書活動は、読書の幅を広げるきっかけとなるとともに、他者の価値観や考えを知り、それを受容して自分自身の考えを見つめ、深めることにつながるという点からも有益である。

2 読書リストの提示共有

県立高等学校では、生徒の読書活動の充実を目指し、校内の「推薦図書 100 選」等を選定している。選定には、図書委員会をはじめ、卒業生、教員、保護者、高校ゆかりの作家等が関わっている。校内では一斉読書の本を選ぶ際などに活用するなど各学校の実態に応じた取組を推進している。



『長田高校の 100 冊』

4-4 障害のある子ども、外国につながる子ども等の読書活動の推進

(1) 障害のある子ども、外国につながる子ども等への取組

障害のある子どもは、特別支援学校のほか、通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子どもが豊かな読書活動ができるよう環境の整備をする必要がある。「視覚障害者等の読書活動の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立し、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す取組を推進するとされた。

また、外国につながる子ども等の読書活動を推進するには、その子どもの実態を把握し読書に関心を持ち、豊かな読書活動が行えるよう、様々な機会や環境を整備する必要がある。

(2) 取組の方向

ア 他校との資料や情報の交換や実践例の紹介

障害等の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例など学校間での情報共有

イ 資料の活用促進

視覚特別支援学校及び点字図書館等で所蔵する資料の活用促進

ウ 読み聞かせなどの読書活動の推進

拡大絵本等一人一人のニーズに応じた書籍等を活用した読み聞かせ

エ 関係機関との連携による資料収集や環境整備

視聴覚障害者情報センターや子ども多文化共生センター^{※27}、国際理解センター等との連携促進

ICT機器を活用した学習

県立視覚特別支援学校では、点字図書や立体図書、拡大図書、拡大絵本等で読書活動を行っている。また、ICT機器としてパソコンによる音声読み上げソフトの活用やタブレット端末の拡大機能を活用した授業が行われている。

授業で大切にしていることは、子どもたちに言葉や言葉の意味が正確に伝わるよう情報保障をすることである。



※27 子ども多文化共生センター

すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景を持つ外国人児童生徒等と、豊かに共生する真の国際化に向けた教育の取組や外国人児童生徒等の自己実現の支援などをコーディネートしながら総合的な施策の展開を図る拠点として設置された。

【主な事業】教育相談、学習教材や情報の提供、各種資料の展示と貸出、国際理解を進める交流活動の企画・運営、子ども多文化共生サポートやボランティアバンクの整備、各種調査や指導者研修等の実施

4－5 学校図書館の機能強化

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、読書センターとしての機能、学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な設備であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められている。[※]

また、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的思考力の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進める基盤としての役割や様々な学校現場における課題解決のための物理的、機能的な受け皿としての役割を果たしていくべきものである。

昨今のＩＣＴ技術の加速的な進展に対応し、児童生徒の本へ向き合う時間を増やすためには、時代に即した学校図書館を構築していく必要がある。例えば、パソコンやタブレット等が負荷なく使用でき、インターネットを通じた調べ学習ができる環境を整えたり、児童生徒同士がディスカッションしたり、グループ学習をしやすい環境を整えたりすることが必要である。

(2) 取組の方向

ア 校内組織及び学校経営方針等の確立

(ア) 学校図書館を円滑に運営する校内組織の確立

(イ) 学校図書館の積極的な利活用等を盛り込んだ学校経営方針・年間指導計画の策定

イ 学校図書館資料の計画的な整備・充実

(ア) 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える学校図書館資料の計画的な整備・充実

(イ) 公立図書館、他校の学校図書館との連携・協力による資料の相互貸借

ウ 読書環境の整備・充実

(ア) 学校図書館の施設や環境の工夫

(イ) 学級における読書環境の整備・充実

エ 授業改善を効果的に進める基盤

児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営

【重】オ 学校図書館のメディアセンター化

蔵書を管理するコンピューターや校内ＬＡＮの整備、インターネットを利用した公立図書館との連携を進めることで、知りたい情報が集まる学校図書館のメディアセンター化を図る。

※ 国の計画において、学校図書館は以下のとおり位置づけられている。

- ・読書センター：児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である。
- ・学習センター：児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場である。
- ・情報センター：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする場である。

学習指導要領における学校図書館の規定

新しい学習指導要領においては、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するため、学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用することが盛り込まれている。また、例えば、教科「国語」においては、以下のとおり、具体的に教科指導との関連が明記されている。

【学習指導要領】（小学校国語 関係部分抜粋）

第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

2 内容〔思考力、判断力、表現力等〕

C 読むこと「次のような言語活動を通して指導すること」

- 1・2年「学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動」
- 3・4年「学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て分かったことなどをまとめて説明する活動」
- 5・6年「学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して調べたり考えたりしたことを報告する活動」

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

「C 読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的を持って計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。

学校図書館の「メディアセンター化」

県では、学校現場において、児童生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の実現に向けた取組を推進することとしている。こうした学校現場におけるICT環境の整備の進展に伴い、多様な学びを実践する場として学校図書館の在り方も変化していく必要がある。これまで学校図書館が有していた「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能に加え、あらゆる児童生徒が日常的に集い、充実したICT環境も活用しながら他者との交流を深めるとともに自己の研鑽を図る場として、「メディアセンター化」を進めていく。

<取組事例>

1 ICTセンター

- ・ 教室の電子黒板から蔵書検索、共有フォルダにアクセス可とする。
- ・ SNSを活用した新着本情報等の発信をする。
- ・ Wi-Fi環境を整備し、タブレット利用可とする。

2 日常的な思考の場

- ・ 放課後の図書館を会場に、児童生徒が興味関心や思いをもとに話し合う。児童生徒同士で学ぶ空間とする。

3 パフォーマンスの場

- ・ 昼休みなどに部活動の取組発表や演劇、演奏、作品展示などを行い鑑賞する。

4 専門家の講座の場

- ・ 絵本作家の講演や、専門家による古文書講座等を開催する。

5 古本、雑誌市の場

- ・ 古本や古雑誌などの寄贈を募り、譲渡する。

6 部活動の紹介の場

- ・ 部活動を紹介するとともに部員お薦め本を紹介する。

7 ミーティングの場

- ・ 短時間の打合せの場としてコーナーを貸し出す。

4－6 子どもの読書活動を支える人的体制の整備

学校において子どもの本への関心を高める取組を推進するにあたり、それを支える人材を育成することが必要である。本の世界のご案内役となる専門的な知識・技能を持った先導者がいることで子どもの読書活動は充実したものとなる。

学校図書館の運営は、館長である校長のリーダーシップのもと、司書教諭※²⁸が中心となり、教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携協力して、計画的、組織的に運営されるよう努めるべきである。

各学校における読書活動の推進方策について、必要に応じて研究・研修を行うことも必要である。

(1) 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他の教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っている。

司書教諭が学校図書館業務に従事できるよう、その役割等について理解を図ることが重要である。

(2) 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。学校司書を配置する公立小中学校は近年増加しており、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性を周知していくことが必要である。

※28 司書教諭

「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）に規定されており、学校図書館の専門的職務を掌る。主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てることとなっており、12学級以上の学校には必ず置かなければならない。

Ⅲ

子どもの読書活動に関する支援体制の充実

1 子どもの読書活動を推進するための全県的な取組の推進

(1) 「子ども読書の日」や読書週間を中心とした啓発活動の推進

「子ども読書の日(4月23日)」は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものである。(推進法第10条第1項)

「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」や文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日(10月27日)」、「読書週間(10月27日～11月9日)」等の広報・周知と取組の充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努める必要がある。

(2) 読書活動の普及啓発に向けた取組の実施及び交流

子どもの読書活動の実態や県内の学校、図書館、社会教育関係団体等における先駆的、モデル的な取組に関する情報を収集し、フォーラム、イベント等を通じて普及、提供していくことが重要である。

(3) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等をするなどして関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、県内に子どもの読書活動についての関心と理解を深めることが大切である。

(4) 市町の子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもや保護者に最も近い立場にある市町の役割が重要である。教育委員会のみならず、福祉部局等と連携することに加え、学校、図書館、社会教育関係団体等といった関係者の連携、協力により、横断的な取組が必要である。

このように、総合的かつ計画的に実施するに当たり、推進法第9条の2項に規定されているように、市町推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

【公立図書館の取組の紹介】(学校、学校図書館、地域との連携)

伊丹市立図書館では、「伊丹でみつける・さぐる・かんがえる図書館を使った調べるコンクール」を開催している。

小学生以上を対象に、自身の疑問を伊丹市立図書館や学校図書館を使って調べてまとめた作品を募集し、上位の作品は、全国コンクールに推薦する。コンクールまでには、テーマのみつけ方や調べ方、まとめ方を学ぶ講座を開催するなど、図書館を活用した子どもたちの主体的な学びと思考・判断・表現する力の育成を目指している。

第23回図書館を使った調べる学習コンクール「地域コンクール主催者表彰」総務大臣賞受賞



2 各種推進団体の支援等

(1) 関係団体の活動に対する支援

Ⅱの3-2（P26）で詳述した社会教育関係団体等をはじめとする民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしており、その役割に鑑み、県としてその活動を支援する必要がある。このため、県としては、県内の関係団体の取組の状況を把握することにより、先進的な取組を他団体に周知するとともに「子どもゆめ基金」等の活用の促進を行うこととする。

(2) 県内大学との連携強化

大学の図書館は最新の情報が集まるセンターとしての役割を果たしている。専門的な分野の蔵書が充実しているため、子どもの読書活動を推進する上で、大学との連携を図り、大学図書館が有する知見や資料の展示や相互貸借、レファレンスなどを活用することは有効である。

県立図書館は、平成24年3月から横断検索が可能となった神戸大学附属図書館をはじめ、県内大学との連携・協力を深めている。

【 資 料 編 】

- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）概要・・・・・・・・・・ 1
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 2
- 学校図書館法・・・・・・・・・・ 4
- 文字・活字文化振興法・・・・・・・・・・ 7
- 関係法令・計画等一覧・・・・・・・・・・ 9
- 子どもの読書活動に関するホームページ一覧・・・・・・・・・・ 10
- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）策定検討懇話会
開催要綱・・・・・・・・・・ 11
- ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）策定検討懇話会
構成員・・・・・・・・・・ 12
- 兵庫県内公立図書館一覧・・・・・・・・・・ 13

ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）概要

[令和2年度～令和5年度]

【基本方針】 読書を通じて、豊かな心を育む ～本への関心を高め、読書習慣の定着を図る～

- 【現 状】
- 本を読む子どもの割合は依然低い（小・中・高とも全国平均を下回る）
 - 家庭での絵本の読み聞かせ等の時間の減少（家庭により差が大きくなっている）
 - スマートフォンの普及等による読書環境への影響

- 【取組の方向性】
- 子どもの発達段階に応じた“本に出会い、触れる機会の充実”[不易]
 - 子どもの読書活動を支える人材育成及び環境整備[不易]
 - 新しい時代への対応[流行]
 - ・ ICT技術の進展や出版形態の多様化に伴う読書環境の変化への対応
 - ・ 子どもが集まる図書館づくりへの移行の促進、ICT環境への対応

家庭・地域・学校における読書活動の推進

家庭

- ◆ 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆ 家庭における読書活動の実践
 - ・ 保護者による絵本、物語の読み聞かせ
 - ・ 家読（うちどく）
- ◆ 県・市・町における家庭への支援
 - ・ ブックスタート（乳幼児検診時の読み聞かせ等）の実施
 - ・ 家族で利用しやすい公立図書館の環境づくり

地域

【公立図書館】

- ◆ 子どもの読書活動を推進するための機能強化
 - ・ 中高生コーナーの設置、司書の資質向上
- ◆ 学校、学校図書館との連携
 - ・ 団体貸し出し、移動図書館
- ◆ 読書活動を推進するための情報発信
 - ・ 広報誌、SNS等による普及啓発、お話し会[県立図書館の活性化]

【社会教育関係団体等】

- ◆ 読み聞かせの実施等の積極的な展開
- ◆ 多様な関係団体との連携
 - ・ ボランティア団体、PTA等
- ◆ 人材育成・資質向上
 - ・ 研修の実施

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆ 絵本や物語に親しむ活動
 - ・ 教育要領等に基づく、環境整備
- ◆ 家庭・地域との連携
 - ・ 保護者への啓発、保護者向け講座

【小学校、中学校】

- ◆ 読書習慣の定着・指導の充実
 - ・ 言語活動の充実、教科学習との連携
 - ・ 探究型授業の実施
- ◆ 家庭・地域との連携
 - ・ 保護者への啓発、保護者向け講座
 - ・ 図書選定

【高等学校】

- ◆ 読書習慣の定着・指導の充実
 - ・ 本の薦め合い、ビブリオバトル等の実施
- ◆ 家庭・地域との連携
 - ・ 図書館コーナー運営への参画
- ◆ 読解力向上のための読書活動の研究
 - ・ リーディングスキルテストの活用等

【障害のある児童生徒等】

- ◆ 豊かな読書活動のための整備
 - ・ 視聴覚機器等の活用
 - ・ 多言語による資料の充実

【学校図書館の機能強化・人材育成】

- ◆ 計画的な整備・充実
 - ・ ICT環境の充実によるメディアセンター化
 - ・ 授業改善に資する運営
- ◆ 学校司書の研修等の実施

子どもの読書活動に関する支援体制の充実

子どもの読書活動を推進するための全県的な取組の推進

- ◆ 「子ども読書の日」や読書週間を中心とした啓発活動の推進
- ◆ 市町の子どもの読書活動推進計画
- ◆ 読書活動の普及啓発に向けた取組の実施及び交流
- ◆ 優れた取組の奨励

各種推進団体の支援

- ◆ 社会教育関係団体の役割
- ◆ 県内大学との連携強化

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法（昭和28年8月8日法律第185号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。
この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供する

ことができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 関係法令・計画等一覧

【法律】

- ・ 教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）
- ・ 学校教育法（昭和22年 3 月31日 法律第26号）
- ・ 文字・活字文化振興法（平成17年 7 月29日 法律第91号）
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）
- ・ 学校図書館法（昭和28年 8 月 8 日 法律第185号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年 6 月26日法律第65号）
- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
（平成28年12月14日法律第105号）
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
（令和元年 6 月28日法律第49号）

【学習指導要領等】

- ・ 保育所保育指針（平成31年 3 月31日厚生労働省告示第117号）
- ・ 幼稚園教育要領（平成29年 3 月31日 平成29年文部科学省告示第62号）
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年 3 月31日 平成29年文部科学省告示第63号）
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年 3 月31日 平成29年文部科学省告示第64号）
- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年 3 月30日 平成30年文部科学省告示第68号）
- ・ 特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年 4 月28日 平成29年文部科学省告示第72号）
- ・ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
（平成29年 4 月28日 平成29年文部科学省告示第73号）
- ・ 特別支援学校高等部学習指導要領
（平成31年 2 月 4 日 平成31年文部科学省告示第14号）

【計画】

<国の計画>

- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画
第一次：平成14年 8 月 2 日 閣議決定
第二次：平成20年 3 月11日 閣議決定
第三次：平成25年 5 月17日 閣議決定
第四次：平成30年 4 月30日 閣議決定
- ・ 第3期教育振興基本計画（平成30年 6 月15日 閣議決定）

<県の計画>

- ・ ひょうご子どもの読書活動推進計画
第1次 平成16年 3 月
第2次 平成21年 9 月
第3次 平成27年 3 月
- ・ 第3期ひょうご教育創造プラン（平成31年 2 月 兵庫県教育委員会）

○ 子どもの読書活動に関するホームページ一覧

- ・ 文部科学省「子ども読書の情報館」
<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>
- ・ 文部科学省「子どもの読書活動推進ホームページ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/
- ・ 文部科学省「学校図書館」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/index.htm
- ・ 国立国会図書館国際子ども図書館
<http://www.kodomo.go.jp/>
- ・ 公益社団法人 全国学校図書館協議会（全国 S L A）
<https://www.j-sla.or.jp/>
- ・ 公益社団法人 日本図書館協会（J L A）
<https://www.jla.or.jp/>
- ・ 兵庫県教育委員会事務局社会教育課ホームページ
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~shabun-bo/>
- ・ 兵庫県教育委員会事務局義務教育課「読書活動の推進」ホームページ
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/tosyokan/index.html>
- ・ 兵庫県立図書館ホームページ
<https://www.library.pref.hyogo.lg.jp/>
- ・ 兵庫県立点字図書館ホームページ
<http://kensikyo.sakura.ne.jp/library.html>
- ・ 兵庫県教育委員会子ども多文化共生センター
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html>

ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次）策定検討懇話会開催要綱

1 目的

ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次）について、学校教育関係者、社会教育関係者（読書活動推進実践者を含む）、学識経験者等の意見を聴取するため、ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次）策定検討懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) ひょうご子どもの読書活動推進計画（以下、「推進計画」という。）の進捗状況の検証
- (2) 今後の読書活動推進方策
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子どもの読書活動推進に関し必要な事項

3 運営

- (1) 懇話会は、別表に掲げる者を持って構成する。
- (2) 懇話会の開催に係る構成員の招集は社会教育課長が行う。
- (3) 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。
- (4) 教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 幹事会

- (1) 懇話会の円滑な運営に資するため、幹事会を設置する。
- (2) 幹事会は、総合的な見地から部課間の連絡調整を図り、推進計画の策定に必要な調査及び検討を行い、懇話会に報告する。
- (3) 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

5 委任

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

6 附則

（施行期日）

この要綱は、令和元年７月１８日から施行する。

ひょうご子どもの読書活動推進計画（第４次）策定検討懇話会構成員

	分野	名前	所属	役職等	備考
1	学識経験者	長谷 浩也	環太平洋大学	教授	国語科教育 教育方法
2		大塚 昭宏	兵庫県教育 文化研究所	事務局長	研究機関
3	公共図書館	西田 陽	県立図書館	利用サービス課長	
4		中田 正仁	伊丹市立 図書館	館長	中高生対象 事業実施館長
5	学校関係者	岩濱 里江子	神戸市立 神戸幼稚園	園長	国公立幼稚園・こども園 長会代表
6		山崎 悦子	小学校	校長	兵庫県 小学校長会 代表
7		井上 智	神戸市立 本多聞中学校	校長	兵庫県 中学校長会 代表
8		清瀬 欣之	県立加古川東 高等学校	校長	兵庫県立学校 長協会代表
9	子どもの 読書活動 団体等	川石 雅代	NPO法人おは なしくれよん (姫路市)	理事長	
10	保護者代表	川口 博	兵庫県 公立高等学校 PTA連合会	会長	

幹事

所属・役職等	備考
教育次長	代表幹事
義務教育課長	
特別支援教育課長	
高校教育課長	
社会教育課長	
県立図書館次長	
こども政策課長	
男女家庭課長	

兵庫県内公立図書館一覧

(令和 元年5月1日現在)

No	館(室)名	郵便番号	所在地	連絡先	
				電話番号	Fax番号
1	兵庫県立図書館	673-8533	明石市明石公園1-27	078-918-3366	078-913-9229
2	神戸市立中央図書館	650-0017	神戸市中央区楠町7-2-1	078-371-3351	078-371-5046
3	神戸市立東灘図書館	658-0052	神戸市東灘区住吉東町2-3-40	078-858-8773	078-858-8776
4	神戸市立灘図書館	657-0027	神戸市灘区永手町4-2-1	078-854-5560	078-851-4041
5	神戸市立三宮図書館	651-0096	神戸市中央区雲井通5-1-2	078-251-5015	078-251-5614
6	神戸市立兵庫図書館	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-682-9501	078-682-9502
7	神戸市立北図書館	651-1114	神戸市北区鈴蘭台西町1-22-1	078-592-7573	078-595-1297
8	神戸市立北神図書館	651-1302	神戸市北区藤原台中町1-2-2	078-981-8210	078-981-8220
9	神戸市立新長田図書館	653-0835	神戸市長田区細田町7-1-27	078-691-1600	078-691-2181
10	神戸市立須磨図書館	654-0035	神戸市須磨区中島町1-2-3	078-735-7444	078-735-4313
11	神戸市立垂水図書館	655-0893	神戸市垂水区日向1-5-1	078-709-7712	078-709-7713
12	神戸市立西図書館	651-2273	神戸市西区糀台5-6-1	078-991-8311	078-992-2583
13	尼崎市立中央図書館	660-0826	尼崎市北城内27	06-6481-5244	06-6481-2142
14	尼崎市立北図書館	661-0033	尼崎市南武庫之荘3-21-21	06-6438-7322	06-6438-7344
15	西宮市立中央図書館	662-0944	西宮市川添町15-26	0798-33-0189	0798-33-2266
16	西宮市立北部図書館	669-1134	西宮市名塩新町1	0797-61-1706	0797-61-1708
17	西宮市立鳴尾図書館	663-8178	西宮市甲子園八番町1-20	0798-45-5003	0798-45-5004
18	西宮市立北口図書館	663-8035	西宮市北口町1-2	0798-69-3151	0798-64-5058
19	芦屋市立図書館	659-0052	芦屋市伊勢町12-5	0797-31-2301	0797-31-2321
20	伊丹市立図書館	664-0895	伊丹市宮ノ前3-7-4	072-783-2775	072-784-8091
21	伊丹市立図書館 南分館	664-0865	伊丹市南野2-3-25	072-781-7333	072-781-7899
22	伊丹市立図書館 北分館	664-0007	伊丹市北野4-30	072-770-0519	072-770-7708
23	伊丹市立図書館 神津分館	664-0842	伊丹市森本1-8-22	072-764-5991	072-764-5992
24	宝塚市立中央図書館	665-0836	宝塚市清荒神1-2-18	0797-84-6121	0797-81-0598
25	宝塚市立西図書館	665-0034	宝塚市小林2-7-30	0797-77-1222	0797-77-2199
26	川西市立中央図書館	666-0033	川西市栄町25-1	072-755-2424	072-755-2458
27	三田市立図書館	669-1535	三田市南が丘2-11-57	079-562-7300	079-562-7301
28	三田市立図書館 ウッディタウン分館	669-1321	三田市けやき台1-4-1	079-565-2236	079-565-2229
29	猪名川町立図書館	666-0257	川辺郡猪名川町白金1-74-16	072-766-3238	072-766-8345
30	あかし市民図書館	673-8567	明石市大明石1-6-1 4F	078-918-5800	078-913-6071
31	明石市立西部図書館	674-8567	明石市魚住町中尾702-3	078-918-5675	078-947-2754
32	加古川市立中央図書館	675-0101	加古川市平岡町新在家1224-7	079-425-5200	079-425-6696
33	加古川市立加古川図書館	675-0038	加古川市加古川町木村226-1	079-422-3471	079-425-7048
34	加古川ウェルネスパーク図書館	675-0058	加古川市東神吉町天下原370	079-433-1122	079-434-2312
35	加古川海洋文化センター図書室	675-0136	加古川市別府町港町16	079-436-0940	079-441-0051
36	高砂市立図書館	676-0805	高砂市米田町米田927-21	079-432-1355	079-432-1322
37	西脇市図書館	677-0057	西脇市野村町茜が丘16番地の1	0795-23-5991	0795-25-2220
38	三木市立中央図書館	673-0433	三木市福井1933-12	0794-83-1313	0794-83-1314
39	三木市立吉川図書館	673-1114	三木市吉川町吉安246-1	0794-72-1108	0794-72-1109
40	三木市立青山図書館	673-0521	三木市志染町青山3-15-2	0794-87-8000	0794-87-7100
41	小野市立図書館	675-1366	小野市中島町64	0794-62-0456	0794-62-0606

兵庫県内公立図書館一覧

(令和 元年5月1日現在)

No	館(室)名	郵便番号	所在地	連絡先	
				電話番号	Fax番号
42	加西市立図書館	675-2312	加西市北条町北条28-1	0790-42-3722	0790-45-3133
43	稲美町立図書館	675-1114	加古郡稲美町国安1286-1	079-492-7800	079-496-5074
44	播磨町立図書館	675-0156	加古郡播磨町東本荘1-5-55	079-437-4500	079-437-5362
45	加東市中央図書館	673-1431	加東市社123	0795-42-8000	0795-42-8010
46	加東市滝野図書館	679-0292	加東市下滝野1369-2	0795-48-3003	0795-48-5526
47	加東市東条図書館	673-1311	加東市天神66	0795-47-6050	0795-47-1617
48	多可町図書館	679-1133	多可郡多可町中区靴屋434-11	0795-32-5170	0795-32-5171
49	姫路市立城内図書館	670-0012	姫路市本町68-258	079-289-4888	079-289-1896
50	姫路市立図書館 網干分館	670-1255	姫路市網干区垣内南町1429-6	079-274-1495	079-274-4905
51	姫路市立図書館 花北分館	670-0806	姫路市増位新町1-24	079-285-1581	079-285-1581
52	姫路市立図書館 飾磨分館	672-8044	姫路市飾磨区下野田1-1	079-235-8555	079-235-8555
53	姫路市立図書館 東光分館	670-0835	姫路市幸町94	079-288-2871	079-288-2871
54	姫路市立図書館 白浜分館	672-8023	姫路市白浜町甲396-8	079-245-3222	079-245-3222
55	姫路市立図書館 安室分館	670-0081	姫路市田寺東2-7-14	079-298-8750	079-298-8750
56	姫路市立図書館 青山分館	671-2222	姫路市青山5-2-1	079-266-7703	079-266-7703
57	姫路市立図書館 広畑分館	671-1116	姫路市広畑区正門通3-7	079-238-1044	079-238-2666
58	姫路市立図書館 手柄分館	670-0966	姫路市延末149-1	079-289-1044	079-289-1044
59	姫路市立図書館 東分館	671-0232	姫路市御国野町御着283-15	079-252-8001	079-252-8002
60	姫路市立図書館 安富分館	671-2401	姫路市安富町安志1151	0790-66-2975	0790-66-2976
61	姫路市立図書館 香寺分館	679-2151	姫路市香寺町香呂239-1	079-232-8020	079-232-8066
62	姫路市立図書館 夢前分館	671-2103	姫路市夢前町前之庄2160	079-336-1466	079-336-1466
63	姫路市立図書館 家島分館	672-0101	姫路市家島町真浦2137-1	079-325-2331	079-325-1639
64	相生市立図書館	678-0053	相生市那波南本町11-1	0791-23-5151	0791-22-7164
65	たつの市立龍野図書館	679-4165	たつの市龍野町本町57-1	0791-62-0469	0791-62-3455
66	たつの市立新宮図書館	679-4311	たつの市新宮町宮内75-1	0791-75-3332	0791-75-3332
67	たつの市立揖保川図書館	671-1621	たつの市揖保川町正條354-1	0791-72-7666	0791-72-7271
68	たつの市立御津図書館	671-1331	たつの市御津町岩見315-6	079-322-1007	079-322-1007
69	赤穂市立図書館	678-0232	赤穂市中広907	0791-43-0275	0791-43-6291
70	上郡町立図書館	678-1231	赤穂郡上郡町上郡459-1	0791-52-1125	0791-52-4611
71	いしかわ図書館	679-2315	神崎郡市川町西川辺715	0790-26-3055	0790-26-0237
72	福崎町立図書館	679-2215	神崎郡福崎町西治360-1	0790-22-3790	0790-22-5533
73	太子町立図書館	671-1561	揖保郡太子町鵜1310-7	079-277-1580	079-277-5684
74	佐用町立図書館	679-5301	佐用郡佐用町佐用2585	0790-82-0874	0790-82-0313
75	宍粟市立図書館	671-2576	宍粟市山崎町鹿沢81	0790-62-4620	0790-62-9688
76	豊岡市立図書館	668-0042	豊岡市京町5-28	0796-23-6151	0796-24-1819
77	豊岡市立図書館 城崎分館	669-6195	豊岡市城崎町桃島1057-1	0796-21-9072	0796-32-2714
78	豊岡市立図書館 竹野分館	669-6292	豊岡市竹野町竹野1585-1	0796-21-9078	0796-47-1548
79	豊岡市立図書館 日高分館	669-5391	豊岡市日高町祢布920	0796-21-9060	0796-42-6006
80	豊岡市立図書館 出石分館	668-0292	豊岡市出石町内町1	0796-21-9010	0796-52-6191
81	豊岡市立図書館 但東分館	668-0393	豊岡市但東町出合150	0796-21-9036	0796-54-1025
82	新温泉町立加藤文太郎記念図書館	669-6702	美方郡新温泉町浜坂842-2	0796-82-5251	0796-82-5250

兵庫県内公立図書館一覧

(令和 元年5月1日現在)

No	館(室)名	郵便番号	所在地	連絡先	
				電話番号	Fax番号
83	朝来市和田山図書館	669-5213	朝来市和田山町玉置861	079-672-1700	079-672-1733
84	丹波篠山市立中央図書館	669-2206	丹波篠山市西吹88-1	079-590-1301	079-594-5450
85	丹波篠山市民センター図書コーナー	669-2321	丹波篠山市黒岡191	079-552-0394	079-552-4680
86	丹波市立中央図書館	669-3602	丹波市氷上町常楽233	0795-82-7100	0795-82-7200
87	丹波市立市島図書館	669-4322	丹波市市島町上田814	0795-85-2733	0795-85-3113
88	丹波市立青垣図書館	669-3892	丹波市青垣町佐治114	0795-87-1111	0795-87-1525
89	丹波市立春日図書館	669-4192	丹波市春日町黒井496-2	0795-74-1611	0795-74-2855
90	丹波市立山南図書館	669-3198	丹波市山南町谷川1110	0795-77-0336	0795-77-2825
91	丹波市立柏原図書館	669-3309	丹波市柏原町柏原5528	0795-72-0313	0795-72-2551
92	洲本市立洲本図書館	656-0021	洲本市塩屋1-1-8	0799-22-0712	0799-26-3155
93	洲本市立五色図書館	656-1325	洲本市五色町鮎原南谷59	0799-32-1693	0799-32-0647
94	淡路市立津名図書館	656-2131	淡路市志筑818-1	0799-62-2345	0799-62-4338
95	淡路市立東浦図書館	656-2305	淡路市浦148-1	0799-74-0251	0799-74-0257
96	南あわじ市立図書館	656-0501	南あわじ市福良甲300	0799-53-0234	0799-53-0235
97	神河町中央公民館図書室	679-3116	神崎郡神河町寺前64	0790-34-1450	0790-34-1285
98	養父市公民館図書室(八鹿)	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-6141	079-662-3201
99	養父市公民館図書室(養父)	667-0198	養父市広谷250	079-664-1141	079-664-1363
100	養父市公民館図書室(大屋)	667-0311	養父市大屋町大屋市場20-1	079-669-0120	079-669-1682
101	養父市公民館図書室(関宮)	667-1105	養父市関宮637	079-667-2331	079-667-3213
102	香美町立香住区中央公民館図書室	669-6544	美方郡香美町香住区香住114-1	0796-36-3764	0796-36-3568
103	兵庫県議会図書室	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3722	078-362-9031
104	ひょうご労働図書館	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28	078-367-3895	078-367-3896
105	兵庫県立こどもの館児童図書室	671-2233	姫路市太市中915-49	079-267-1153	079-266-4632